

甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が令和5年5月19日に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）」が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、令和6年1月1日から施行されることに伴い、甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

(1) 出産被保険者の産前産後期間に係る所得割額及び均等割額の免除について規定します。

【第23条第3項関係】

(2) 上記産前産後期間の減額に係る届出について規定します。

【第24条の3関係】

(3) この条例は、令和6年1月1日から施行します。また、本改正に伴うそれぞれの経過措置を定めます。

【付則関係】

3 その他

税込及び財政への影響

○均等割

令和4年度実績人数で、単胎妊娠で軽減非該当世帯と仮定した場合
約45万円の減額

○所得割

令和4年度実績人数で、単胎妊娠で軽減非該当世帯と仮定した場合
約48万円の減額

4 減額にかかる公費負担の見込

国が1/2、都道府県が1/4を負担するため、市の負担は減免額の1/4になり、
その額を一般会計から繰入することになります。